

6 消安第 1108 号-1

令和6年5月29日

農業資材審議会長

君嶋 祐子 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

農薬取締法第18条第2項の規定に基づく農薬の販売の禁止を定める省令の
一部改正について（諮問）

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第39条第1項の規定に基づき、同法第18条
第2項の規定に基づく農薬の販売の禁止を定める省令（平成15年農林水産省令第11
号）の一部改正について、貴審議会の意見を求める。

諮問理由

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 18 条第 2 項の規定に基づく農薬の販売の禁止を定める省令（平成 15 年農林水産省令第 11 号）について、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（POPs 条約）における農薬用途に関連する物質の追加その他所要の改正を行うため、同法第 39 条第 1 項に基づいて農業資材審議会の意見を求めるものである。

農薬の販売の禁止を定める省令の一部を改正する省令案について

1 現行制度の概要

農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第18条第2項において、農薬の使用に伴って法第4条第1項第4号から第9号まで又は第11号のいずれかに規定する事態が発生することを防止するため必要があるときは、その必要の範囲内において、農薬の販売の禁止を定める省令（平成15年農林水産省令第11号）に規定することにより、農薬の販売（及び使用）を禁止することができるとされている。

当該省令の制定又は改廃に当たっては、法第39条第1項の規定に基づき、農業資材審議会の意見を聴かなければならないとされている。

2 省令改正の趣旨

- (1) 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約においては、人や生物への毒性が高く、環境中での残留性、生物濃縮性等が懸念される化学物質を特定し、同条約の附属書に規定して、その製造・使用の禁止等を行うことを定めている。
- (2) 同条約附属書A（製造、使用の禁止）の規制対象物質のうち、農薬用途のあるものについては、国内担保措置として、法第18条第2項の規定に基づく農薬の販売の禁止を定める省令で指定し、販売（及び使用）を禁止している。
- (3) 令和5年5月、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約において、新たにメトキシクロルが指定された。メトキシクロルは農薬用途に関連する物質であることから、農薬の販売の禁止を定める省令についても、メトキシクロルを追加するため所要の改正を行う必要がある。
- (4) また、現行の農薬の販売の禁止を定める省令では、農薬の使用に伴って法第4条第1項第4号から第9号まで又は第11号のいずれかに規定する事態が発生することを防止することを目的として、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の規制対象物質の他、有害混在物（ダイオキシン類）が混在していた農薬であること等を理由として選定した物質を指定しているところである。平成30年の農薬取締法の改正により、法第4条第1項各号に規定する登録拒否基準が見直されたことに伴い、同令で販売を禁止した農薬について、登録拒否基準に該当することを明確にするため、所要の改正を行う必要がある。
- (5) 以上より、①農薬取締法第4条第1項第11号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令（令和5年農林水産省・環境省令第2号）において、現行の農薬の販売の禁止を定める省令に規定する農薬及びメトキシクロルを含有する農薬を登録拒否基準に追加する改正を行うとともに、②農薬の販売の禁止を定める省令において、①に規定する農薬について販売を禁止する改正を行うこととする。

○農林水産省令第 号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十八条第二項の規定に基づき、農薬の販売の禁止を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

農林水産大臣 坂本 哲志

農薬の販売の禁止を定める省令の一部を改正する省令

農薬の販売の禁止を定める省令（平成十五年農林水産省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
農薬の販売者は、農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令（令和五年農林水産省・環境省令第二号）別表第二に掲げるいずれかの物質を有効成分として含有する農薬を販売してはならない。 （削る） （削る） （削る） （削る） （削る） （削る） （削る） （削る） （削る）	農薬の販売者は、次に掲げる物質を有効成分とする病害虫の防除に用いられる薬剤に該当する農薬を販売してはならない。 一 ガンマー―二・三・四・五・六―ヘキサクロロシクロヘキササン（別名リンデン） 二 一・一―トリクロロー二―ビス（四―クロロフェニル）エタン（別名DDT） 三 一・二・三・四・十―ヘキサクロロー六・七―エポキシ―一・四・四a・五・六・七・八―ハ―オクタヒドロ―エンドー―四―エンドー五・八―ジメタノナフタレン（別名エンドリン） 四 一・二・三・四・十―ヘキサクロロー六・七―エポキシ―一・四・四a・五・六・七・八―ハ―オクタヒドロ―エキソ―一・四―エンドー五・八―ジメタノナフタレン（別名ディルドリン） 五 一・二・三・一・二・三・四・十―ヘキサクロロー一・四・四a・五・八―ハ―ヘキサヒドロ―エキソ―一・四―エンドー五・八―ジメタノナフタレン（別名アルドリン） 六 一・二・四・五・六・七・八―ハ―オクタクロロー二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ―四・七―メタノー―H―インデン（別名クロルデン） 七 一・四・五・六・七・八―ハ―ヘクタクロロー三a・四・七・七a―テトラヒドロ―四・七―メタノー―H―インデン（別名ヘプタクロル） 八 ヘキサクロロベンゼン 九 ドデカクロロペンタシクロ「五・三・〇・〇」二・六・〇三・九・〇四・八」デカン（別名マイレックス） 十 ポリクロロー二・二―ジメチル―三―メチリデンビシクロ「二・二・一」ヘプタン（別名トキサフェン） 十一 テトラエチルピロホスフェート（別名TEPP）

(削る)	十二	〇・〇―ジメチル―〇―(四―ニトロフェニル) ホスホロ チオアート(別名メチルパラチオン)
(削る)	十三	〇・〇―ジエチル―〇―(四―ニトロフェニル) ホスホロ チオアート(別名パラチオン)
(削る)	十四	水銀及びその化合物
(削る)	十五	二・四・五―トリクロロフェノキシ酢酸(別名2,4,5 ―T)
(削る)	十六	砒酸鉛
(削る)	十七	水酸化トリシクロヘキシルスズ(別名シヘキサチン)
(削る)	十八	N―(一・一・二・二―テトラクロロエチルチオ)―四― シクロヘキセン―一・二―ジカルボキシミド(別名ダイホルタ ン又はカプタホル)
(削る)	十九	ペンタクロロフェノール(別名PCP)
(削る)	二十	二・四・六―トリクロロフェニル―四―ニトロフェニルエ ―テル(別名CNP又はクロロニトロフェン)
(削る)	二十一	ペンタクロロニトロベンゼン(別名PCNB又はキン ゼン)
(削る)	二十二	二・二・二―トリクロロ―一・一―ビス(四―クロロフ エニル)エタノール(別名ケルセン又はジコホール)
(削る)	二十三	ペンタクロロベンゼン
(削る)	二十四	アルファ―一・二・三・四・五・六―ヘキサクロロシク ロヘキサン
(削る)	二十五	ベーター―一・二・三・四・五・六―ヘキサクロロシクロ ヘキサン
(削る)	二十六	デカクロロペンタシクロ「五・三・〇・〇・二・六・〇・三・九・ 〇・四・八」デカン―五―オン(別名クロルデコン)
(削る)	二十七	六・七・八・九・十・十一―ヘキサクロロ―一・五・五a ・六・九・九a―ヘキサヒドロ―六・九―メタノ―二・四・三 ―ベンゾジオキサチエピンⅡ三―オキシド(別名ベンゾエピン 又はエンドスルファン)

附 則

この省令は、令和六年〇月〇日から施行する。

○農林水産省
環境省 令第 号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第四条第一項第十一号の規定に基づき、農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

農林水産大臣 坂本 哲志

環境大臣 伊藤信太郎

農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令の一部を改正する省令

農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令（令和五年
農林
水産省
令第二号）の一部を次のように改正する。
環境省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規

定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
農薬取締法（以下「法」という。）第四条第一項第十一号に規定する農林水産省令・環境省令で定める場合は、次に掲げるときとする。 一 （略） 二 当該農薬の原料のうち農薬原体を除く部分における別表第一に掲げるいずれかの物質の含有量が、当該農薬の全重量の〇・一パーセント以上であるとき。 三 当該農薬が、別表第二に掲げるいずれかの物質を有効成分として含有するものであるとき。 別表第一 （略） 別表第二 一 アルファ―・二・三・四・五・六―ヘキサクロシクロヘキサン 二 一・二・四・五・六・七・八・八―オクタクロロ―二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ―四・七―メタノ―一H―インデン（別名クロルデン） 三 ガンマー―・二・三・四・五・六―ヘキサクロシクロヘキサン（別名リンデン） 四 O・O―ジエチル―O―（四―ニトロフェニル）ホスホロチオアート（別名パラチオン） 五 O・O―ジメチル―O―（四―ニトロフェニル）ホスホロチオアート（別名メチルパラチオン） 六 水銀及びその化合物 七 水酸化トリシクロヘキシルスズ（別名シヘキサチン） 八 デカクロロペンタシクロ「五・三・〇・〇・二・六・〇・三・九・〇・四・八」デカン―五―オン（別名クロルデコン） 九 テトラエチルピロホスフェート（別名TEPP） 十 N―（一・一・二・二―テトラクロロエチルチオ）―四―シクロヘキセン―一・二―ジカルボキシミド（別名ダイホルタン又はカプタホール）	農薬取締法（以下「法」という。）第四条第一項第十一号に規定する農林水産省令・環境省令で定める場合は、次に掲げるときとする。 一 （略） 二 当該農薬の原料のうち農薬原体を除く部分における別表に掲げるいずれかの物質の含有量が、当該農薬の全重量の〇・一パーセント以上であるとき。 （新設） 別表 （略） （新設）

十一	ドデカクロロペンタシクロ「五・三・〇・〇・二・六・〇・三・九・〇・八」デカン（別名マイレックス）
十二	二・二・二・二トリクロロー一・一・ビス（四一クロロフェニル）エタノール（別名ケルセン又はジコホール）
十三	一・一・一・一トリクロロー二・二・ビス（四一クロロフェニル）エタン（別名DDT）
十四	二・四・六一トリクロロフェニル一四一ニトロフェニルエーテル（別名CNP又はクロロニトロフェン）
十五	二・四・五一トリクロロフェノキシ酢酸（別名2, 4, 5-T）
十六	砒酸鉛
十七	一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロー六・七・エポキシ一・四・四・五・六・七・八・八・ア一オクタヒドロエキソ一・四一エンド一五・八一ジメタノナフタレン（別名デイルドリン）
十八	一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロー六・七・エポキシ一・四・四・五・六・七・八・八・ア一オクタヒドロ一・四一エンド一五・八一ジメタノナフタレン（別名エンドリン）
十九	一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロー一・四・四・五・八・八・ア一ヘキサヒドロ一・四一エンド一五・八一ジメタノナフタレン（別名アルドリン）
二十	六・七・八・九・十・十一ヘキサクロロー一・五・五・六・六・九・九・ア一ヘキサヒドロ一六・九一メタノ一・二・四・三一ベンゾジオキサチエピン一三一オキシド（別名ベンゾエピン又はエンドスルファン）
二十一	ヘキサクロロベンゼン
二十二	ベ一タ一・一・二・三・四・五・六一ヘキサクロロシクロヘキサン
二十三	一・四・五・六・七・八・八一ヘプタクロロー三・四・七・七・ア一テトラヒドロ一四・七一メタノ一H一インデン（別名ヘプタクロル）

二十四	ペンタクロロニトロベンゼン（別名PCNB又はキントゼン）
二十五	ペンタクロロフェノール（別名PCP）
二十六	ペンタクロロベンゼン
二十七	ポリクロロ―二・二―ジメチル―三―メチリデンビシクロ〔二・二・一〕ヘプタン（別名トキシサフェン）
二十八	メトキシ〔二・二・二―トリクロロ―〕（メトキシフエニル）エチル〕ベンゼン（別名メトキシクロル）

附 則

この省令は、令和六年〇月〇日から施行する。

参照条文

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）（抄）

（登録の拒否）

第四条 農林水産大臣は、前条第四項の審査の結果、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項の登録を拒否しなければならない。

一～三 （略）

四 前条第二項第三号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に農作物等に害があるとき。

五 当該農薬を使用するとき、使用に際し、前条第二項第四号の被害防止方法を講じた場合においてもなお人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

六 前条第二項第三号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、その使用に係る農作物等への当該農薬の成分（その成分が化学的に変化して生成したものを含む。次号において同じ。）の残留の程度からみて、当該農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害を生ずるおそれがあるとき。

七 前条第二項第三号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、その使用に係る農地等の土壌への当該農薬の成分の残留の程度からみて、当該農地等において栽培される農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害を生ずるおそれがあるとき。

八 当該種類の農薬が、その相当の普及状態の下に前条第二項第三号に掲げる事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されたとした場合に、その生活環境動植物に対する毒性の強さ及びその毒性の相当日数にわたる持続性からみて、多くの場合、その使用に伴うと認められる生活環境動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるとき。

九 当該種類の農薬が、その相当の普及状態の下に前条第二項第三号に掲げる事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されたとした場合に、多くの場合、その使用に伴うと認められる公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。第二十六条において同じ。）の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。同条において同じ。）の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

十 （略）

十一 前各号に掲げるもののほか、農作物等、人畜又は生活環境動植物に害を及ぼすおそれがある場合として農林水産省令・環境省令で定める場合に該当するとき。

2 前項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準は、農林水産大臣が定めて告示する。

3 第一項第六号から第九号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準は、環境大臣が定めて告示する。

(再評価等に基づく変更の登録及び登録の取消し)

第九条 (略)

2 (略)

3 農林水産大臣は、前項に規定する場合のほか、現に登録を受けている農薬が、その登録に係る第三条第二項第三号及び第四号(被害防止方法に係る部分に限る。)に掲げる事項を遵守して使用されたとした場合においてもなおその使用に伴って第四条第一項第四号から第九号まで又は第十一号のいずれかに規定する事態が生ずると認められるに至った場合において、これらの事態の発生を防止するため必要があるときは、その必要の範囲内において、当該農薬につき、その登録に係る第三条第二項第三号、第四号(被害防止方法に係る部分に限る。)若しくは第十一号に掲げる事項を変更する登録をし、又はその登録を取り消すことができる。

4 (略)

(販売者についての農薬の販売の制限又は禁止等)

第十八条 (略)

2 農林水産大臣は、第九条第二項又は第三項(これらの規定を第三十四条第六項において準用する場合を含む。)の規定により変更の登録をし、又は登録を取り消した場合、第十条第一項(第三十四条第六項において準用する場合を含む。)の規定により変更の登録をした場合その他の場合において、農薬の使用に伴って第四条第一項第四号から第九号まで又は第十一号のいずれかに規定する事態が発生することを防止するため必要があるときは、その必要の範囲内において、農林水産省令で定めるところにより、販売者に対し、農薬につき、第十六条の規定による容器又は包装の表示を変更しなければその販売をしてはならないことその他の販売の制限をし、又はその販売を禁止することができる。

(使用の禁止)

第二十四条 何人も、次に掲げる農薬以外の農薬を使用してはならない。ただし、試験研究の目的で使用する場合、第三条第一項の登録を受けた者が製造し若しくは加工し、又は輸入したその登録に係る農薬を自己の使用に供する場合その他の農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

一 容器又は包装に第十六条の規定による表示のある農薬(第十八条第二項の規定によりその販売が禁止されているものを除く。)

二 特定農薬

(農業資材審議会)

第三十九条 農林水産大臣は、第二条第一項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、第三条第一項の登録をしようとするとき(同条第三項に規定する場合を除く。)、第四条第二項(第三十四条第六項において準用する場合を含む。)の基準を定め、若しくは変更しようとするとき、第七条第七項(第三十四条第六項において準用する場合を

む。)の規定により変更の登録をしようとするとき（農業資材審議会が軽微な事項の変更と認める場合を除く。）、第九条第二項若しくは第三項（これらの規定を第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定により変更の登録をし、若しくは登録を取り消そうとするとき、第十八条第二項の農林水産省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、第三十一条第三項に規定する農薬の検査方法を決定し、若しくは変更しようとするとき、又は第三十四条第一項の登録をしようとするとき（同条第六項において準用する第三条第三項に規定する場合を除く。）は、農業資材審議会の意見を聴かなければならない。

2～3（略）